西北九州市公報

発 行 所

北九州市小倉北区城内1番1号 北 九 州 市 役 所

上

◇ 告 示

○ 放置自転車の移動及び保管【建設局道路部道路維持課】

2

◇ 公 告

○ 都市公園の区域変更【建設局公園緑地部公園管理課】

6

北九州市告示第58号

北九州市自転車の放置の防止に関する条例(平成元年北九州市条例第8号) 第10条第2項及び第11条第2項の規定により放置自転車を移動し、保管し たので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和元年6月20日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 移動し、保管した自転車が放置されていた場所、移動し、保管した自転車 の台数、移動し、保管した年月日並びに保管及び返還を行う場所 別表のとおり
- 2 返還事務を行う時間

月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで

土曜日 午後1時から午後5時まで

ただし、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び令和元年10月22日は、返還事務を行わない。

3 問合せ先

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市建設局道路部道路維持課(電話 582-2274)

4 返還を受けるために必要な事項

自転車の返還を受けようとする者は、自己の住所及び氏名並びに当該自転車の利用者等であることを証明するものを提示しなければならない。

5 その他

この告示に係る自転車について、この告示の日から起算して6月を経過しても利用者等が当該自転車を引き取らない場合は、北九州市において処分する。

別表

移動し、保管した自転車	移動し、	移動し、保	保管及び返還を行う
が放置されていた場所	保管した	管した年月	場所
	自転車の	日	
	台数		
JR門司駅周辺地区自転	1 台	令和元年5	北九州市門司区西海
車放置禁止区域		月22日	岸一丁目3番
門司区自転車放置禁止区	1台	令和元年5	西海岸自転車保管所
域外		月8日	

	1 台	令和元年 5	
		月17日	
JR小倉駅周辺地区自転	26台	令和元年5	北九州市小倉北区青
車放置禁止区域		月10日	葉二丁目1番
	1 3 台	令和元年5	青葉自転車保管所
		月15日	
	3 0 台	令和元年5	
		月22日	
	8 台	令和元年5	
		月28日	
JR西小倉駅周辺地区自	4 台	令和元年5	
転車放置禁止区域		月20日	
小倉北区自転車放置禁止	6 台	令和元年5	北九州市小倉南区下
区域外		月7日	城野一丁目1番
	1 台	令和元年5	下城野自転車保管所
		月8日	
	4 台	令和元年5	
		月14日	
	3 台	令和元年5	
		月 1 5 日	
	3 台	令和元年5	
		月20日	
	3 台	令和元年5	
		月22日	
	2 台	令和元年5	
		月24日	
	3 台	令和元年5	
		月27日	
	1 台	令和元年5	
		月30日	
モノレール徳力嵐山口停	1 台	令和元年5	北九州市小倉南区八
留場周辺地区自転車放置		月14日	重洲町16番
禁止区域			八重洲自転車保管所

			1
JR朽網駅周辺地区自転	1 台	令和元年5	
車放置禁止区域		月14日	
小倉南区自転車放置禁止	3 台	令和元年5	
区域外		月14日	
	4 台	令和元年5	
		月21日	
	3 台	令和元年5	
		月23日	
若松渡船場周辺地区自転	3 台	令和元年5	北九州市若松区響南
車放置禁止区域		月16日	町8番
JR若松駅周辺地区自転	5 台	令和元年 5	小石自転車保管所
車放置禁止区域		月16日	
若松区自転車放置禁止区	1 台	令和元年5	
域外		月17日	
八幡東区自転車放置禁止	1 台	令和元年5	北九州市八幡西区築
区域外		月30日	地町10番
JR黒崎駅周辺地区自転	1 台	令和元年5	築地自転車保管所
車放置禁止区域		月9日	
JR折尾駅周辺地区自転	18台	令和元年5	北九州市八幡西区長
車放置禁止区域		月23日	崎町2番
			長崎町自転車保管所
八幡西区自転車放置禁止	7台	令和元年5	北九州市八幡西区築
区域外		月7日	地町10番
	12台	令和元年5	築地自転車保管所
		月31日	
JR九州工大前駅周辺地	7 台	令和元年5	北九州市戸畑区三六
区自転車放置禁止区域		月8日	町13番
	15台	令和元年5	三六自転車保管所
		月17日	
	10台	令和元年5	
		月24日	

JR戸畑駅周辺地区自転	2 1 台	令和元年5	
車放置禁止区域		月21日	
戸畑区自転車放置禁止区	4 台	令和元年 5	
域外		月8日	
	1 台	令和元年5	
		月24日	
	1台	令和元年5	
		月31日	

北九州市公告第102号

都市公園の区域を変更するので、北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置 及び管理に関する条例(昭和47年北九州市条例第7号)第14条の2の規定 により、次のとおり公告する。

令和元年6月20日

北九州市長 北 橋 健 治

1 区域を変更する都市公園の名称、位置及び変更に係る区域

公園番号	名称	位置	区域
3 0 0 4	北九州市立和布刈公園	北九州市門司区大 字門司、旧門司二 丁目5番及び大久 保一丁目15番	

2 変更の期日

令和元年6月20日

なお、変更に係る区域を示す図面を、北九州市建設局公園緑地部公園管理 課において公告の日から2週間一般の縦覧に供する。